

第13章

知的財産

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

高度に発展した経済社会においては、発明、デザイン、ノウハウ、芸術作品等、人間の知的創造活動の産物が経済活動において重要な役割を果たしており、それらの創造活動を促進するために、発明、意匠、著作物、集積回路の回路配置、営業秘密等を法的に保護するための制度が整備されている。また、営業活動や生産活動の末に獲得された信用を保護し、消費者保護及び競争秩序の維持を図るため、標章の保護が図られている。

国際貿易においても、国際的に取引される商品やサービスの価値に占める、これらの知的財産の価値が近年飛躍的に増加しており、加盟国における知的財産の保護が不十分又は不適切な場合には、貿易秩序を歪曲するおそれがある。

開発途上国においては、知的財産の保護制度は有しているものの、保護の対象範囲を限定したり、保護期間を極めて短くしたりする等、保護の水準が不十分であったり、知的財産権侵害を排除するための権利行使の実効性が十分に確保できていない国が少なからず存在した。また、先進国においても、国際社会の大勢から大きく異なる態様の保護等、事実上の内外差別的な効果を持った制度を有する国が存在した。

知的財産の分野では、特許権、商標権等の工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約等、国際的な保護の在り方に関する国際協定が既に存在していたが、国際貿易秩序を整備するという観点から知的財産の適切な保護の枠組みを検討する必要性が認識

されるに至り、GATT の場でも、できる限り多くの国が参加して、通商面に関連した知的財産の保護水準に関する国際合意を作ることが急務であると認識された。かかる観点から、TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面：Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）の交渉は、ウルグアイ・ラウンド交渉の新分野を構成する重要な要素として位置づけられた。そして、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）が、1994 年4 月のマラケシュ会合において最終合意に至り、1995 年1 月1 日に発効した。

(2) 法的規律の概要

TRIPS 協定の概要は図表Ⅱ-13 のとおりであり、知的財産に関する通商関連における保護の在り方についての論点の相当程度をカバーするものとして、一部課題は残しつつも、知的財産の保護に係る最低限の水準を規定した包括的枠組みとして評価される。

その意義としては、①知的財産を全般的にカバーしていること、②パリ条約、ベルヌ条約等の既存条約との関係では、原則として保護水準が引き上げられているのみならず、パリ条約やベルヌ条約に未加盟の国にもそれらの条約の内容を遵守する WTO 協定上の義務が生じたこと、③知的財産関連条約では、初めて最恵国待遇が明記されたこと、④加盟国が国内法で担保すべき義務として、実質的な保護水準・権利内容を規定するのみならず、権利侵害行為に対する権利行使手続が詳細に規定されたこと、⑤紛争処理手続が設けられたこと、等が挙げられる。

<図表 II-13>TRIPS 協定の概要

適用範囲	知的財産（著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、非開示情報）の保護全般（第1条）。
既存条約との関係	パリ条約（工業所有権）やベルヌ条約（著作権）等の保護水準を基準とし、原則としてこれらの水準を引き上げるアプローチがとられている（第2条、第9条、第35条）。
基本原則	内国民待遇（第3条）及び最恵国待遇（第4条）が規定され、これらの義務は経過措置から除外されて、開発途上国についても協定発効時から適用される。 なお、パリ条約やベルヌ条約等に規定されている内国民待遇の例外はそのままとし、また、ベルヌ条約等の相互主義的取扱い、既存の国際条約に基づく措置、知的財産権の取得又は維持に関する多国間協定に規定する手続等については、最恵国待遇の例外と規定。知的財産権の消尽に関する問題（並行輸入問題等）については、内国民待遇及び最恵国待遇を除いて、TRIPS協定上のいかなる規定も同問題に用いてはならない旨規定（第6条）。
保護水準 （スタンダード）	著作権及び関連する権利については、コンピュータ・プログラムの保護（ベルヌ条約上の文学的著作物として保護）、貸与権等を規定（第10、11条）。 特許については、特許対象を「新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（治療方法等一部例外有り）」と広く設定し、物質特許制度の導入を義務づけ（第27条）。保護期間は出願日から20年以上（第33条）。また、強制実施権の設定に関する条件を詳細に規定（第31条、第31条の2）。地理的表示については、不正な地理的表示を防止するための国内制度整備、ぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）についての追加的保護を義務づけ（第22、23条）。 その他にも、商標、意匠、集積回路の回路配置、非開示情報の保護、ライセンス契約における反競争的慣行の規制等につき規定。
権利行使 （エンフォースメント）	国内での公正・公平・適正な権利行使手続を整備すべきことを規定。知的財産権の侵害行為に対する権利行使として、民事上の手続、国境措置等の行政上の手続、刑事上の手続に関する遵守すべきスタンダード（適正手続の保障、不当な遅延の防止、実効性の確保等）を規定。
紛争処理	WTOの紛争解決手続が準用される（第64条）（ただし、第64条2には、協定の発効から5年間は、GATT23条1（b）（ノンバイオレーション申立）等は準用しない旨規定され、同モラトリアムは、現在まで閣僚会議にて累次延長されている）。TRIPS協定上の義務に違反すれば、関税譲許の撤回等、その他の分野における措置を受ける可能性もある。
経過措置	WTO協定発効の日から、第3～5条を除き、先進国は1年、開発途上国及び市場経済移行国は5年（～2000年1月）、後発開発途上国については11年（～2006年1月） ^{*1} のTRIPS協定適用義務に関する経過期間を規定（第65、66条）。 更に、開発途上国において物質特許制度を持たない国にあっては、当該制度導入につき更に5年間（計10年間、～2005年1月）の経過期間を付与（第65条4）。他方、経過期間を適用する開発途上国の補完的義務として、協定発効の日から、①医薬品等の物質特許の出願受理制度（メールボックス）を設けること、②特許出願の対象となった医薬品等に一定の要件の下で排他的販売権を認めること、を併せて義務づけ（第70条8及び9） ^{*2} 。 ※1 2005年11月のTRIPS理事会において、2013年7月1日まで後発開発途上国の経過期間を延長することが決定され、さらに2013年6月のTRIPS理事会において、2021年7月1日まで延長することが決定した。2020年10月のTRIPS理事会において、更なる期限の延長（終期の明示無し）及びLDCを卒業した場合にも卒業の日から12年間、TRIPS協定の規定（第3条から第5条を除く）を適用しない旨、チャド（LDCグループ代表）から提案がなされたことを受け、継続して議論する予定。※2 第70条第8及び9は経過期間を補完するためのものであり、第65、66条のようなTRIPS協定第6部の経過措置は適用されない（notwithstanding the provisions of Part VI）。一方、第70条9（医薬品の排他的販売権付与）の適用に関しては、2002年7月のWTO一般理事会において、2016年1月1日まで後発開発途上国に対して医薬品の排他的販売権付与義務を免除すること、当該免除については毎年レビューを行うことが決定されていた。当該義務免除を巡っては、期限を迎えるに際し2015年中に議論があり、最終的に、第70条第8及び9項両規定につき、2033年1月1日までの更なる免除が決定している。

（３）経済的視点及び意義

知的財産保護制度は、経済的に次の２つの側面を持つ制度的枠組みであると言える。第一の側面は、知的財産を開発・創出した者に特許権や著作権のような一定の排他的（独占的）権利を付与することによって、知的創造活動へのインセンティブを与えることで当該知的創造活動を促進し、また、新たな技術・知識の研究開発に対する資源の効率的な活用を促して、知的財産に基づく経済発展、イノベーションの基盤を提供することを目的とする側面である。第二の側面は、商標や地理的表示のような商品・サービス等の表示を保護することにより、業務上の信用及び市場における公正競争の維持を目的とするものである。

知的財産保護制度は、公正で自由な競争の確保等も踏まえて、各国の政策により決定されるべきものであるが、自由貿易の促進により、モノ・サービスの国際的取引が拡大することに伴い、国際的に最低限度の制度的な調和が必要とされている。

知的財産権の不十分な又は不適切な保護がもたらす貿易歪曲効果

国際経済活動の拡大及びそれにおける知的財産の位置づけの高まりに伴い、知的財産の保護の不十分さ又は不適切さがもたらす貿易歪曲効果は極めて大きなものになってきている。

第一に、特定の国の知的財産保護制度が、過剰な保護を提供するものや内外差別的なものである場合、あるいは国際的に広く受け入れられているルールや手続と大きく異なる場合には、当該国以外の事業者にとって権利取得や権利行使に余分なコストや時間を要するために、非関税障壁となって自由貿易の円滑な発展を阻害することになりかねない。

第二に、自由貿易が進展する中での特定国における知的財産の不十分な保護は、不正商標商品や映像・音楽等の著作物の海賊版、デザイン模倣品等の知的財産権侵害物品の製造・流通を横行させ、権利者の正当な利益の確保を困難とし、権利者の経済活動に直接悪影響を及ぼすことになり、新製品の研究開発へのインセンティブを阻害しかねない。また、外国企業との技術ライセンス契約に対して、不当な契約期間の制限や、契約期間満了後の守秘義務の禁止等を課し、かつ権利者の正当な権利行使を制限することは、外国からの投資や技術移転を萎縮・阻害させ、技術の受入国の術技発展を低下させるのみならず、結果として関係国や、

ひいては世界経済にも悪影響を及ぼすこととなる。

この点、TRIPS 協定の前文第 1 段落には、「加盟国は、国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮し」と規定されていることから、TRIPS 協定が知的財産権の不十分又は不適切な保護がもたらす貿易歪曲効果に対処することを基本的な目的としていることは明かである。

（４）最近の動向

TRIPS 理事会の状況

TRIPS 理事会は TRIPS 協定の実施、義務の遵守のチェックや、TRIPS 協定に関する事項の協議を行う場であり、毎年 3 回開催される通常会合等で議論がされている。

2021 年の通常会合においては、①TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）の関係、②知的財産とイノベーション、③知的財産と公共の利益、④TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置、⑤地理的表示に係る検討事項（多国間通報登録制度、保護対象の拡大）、⑥TRIPS と公衆衛生に関する TRIPS 協定改正、⑦ノンバイオレーションに係る猶予期間、⑧新型コロナウイルス感染症に対する知的財産分野での対応、⑨新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め、治療に向けた、TRIPS 協定上の一部の義務の免除を求める提案、⑩LDC に対する TRIPS 協定第 66 条 1 に基づく経過期間延長等に関する議論が行われた。以下、上記①～⑩の議論の概要を説明すると共に、TRIPS 協定に関する最近の紛争案件（⑪）についてまとめる。

①TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係

2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言（パラグラフ 12 (b) 及び 19）において、1993 年に発効した生物多様性条約（CBD: Convention on Biological Diversity）と TRIPS 協定の関係について、検討を行うことが合意された。

2021 年通常会合において、中国、インド、ブラジル、南アフリカ等の途上国側からは、従来どおり、CBD 及び名古屋議定書の定める、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）が重要であり、TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、遺伝資源の出所開示要件の義務付けや、利益配分等のための TRIPS 協定改正の必要性が主張された。また、CBD 事務局

を TRIPS 理事会に招へいし、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべきである旨、WTO 事務局に関連文書の更新を行うべきである旨提案がなされた。これに対して、日本、米国、カナダ、オーストラリア等からは、遺伝資源の出所開示要件等はイノベーションを減退させるおそれがあることから反対の立場が繰り返し表明されるとともに、WIPO の遺伝資源等政府間委員会 (WIPO/IGC) こそが本議論に関し最適なフォーラムである旨主張がなされた。

議長からは、必要に応じた非公式の二国間協議や具体的な解決案の提示等が推奨された。

②知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産権の活用成功事例等を紹介することにより、知的財産権制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国が主導し、日本も共同提案国となって、2012 年 11 月の TRIPS 理事会通常会合以来議論が行われている。

2021 年は、「環境技術を通じた中小企業の競争力向上」、「知的財産と投資・融資・資金調達」、及び「女性と知的財産」について議論を行った。

各会合では、日本、米国、EU、スイス、豪州等の先進国から、各国の経験・知見や取組が共有されると共に、先進国のみならずエクアドルやジャマイカ、南アフリカ等の途上国からも知的財産活用のための取組等が共有された。

③知的財産と公共の利益

本議題は、2017 年 6 月の TRIPS 理事会において、ブラジル、中国、フィジー、インド及び南アフリカが共同提案国となり、知的財産と公共の利益の観点から強制実施権やボーラー条項、特許性の基準等に関して各国の知見を共有する目的で新たに提案されたもの。2020 年は、著作権の制限及び例外 (TRIPS 協定第 13 条) におけるスリーステップテストに関連する各国の取組、新型コロナウイルス感染症の対応に関連した特許以外の領域 (AI、3D プリントのような技術や、データ、営業秘密等) における TRIPS 協定の柔軟性適用の可能性について議論が行われた。

前者 (著作権の制限及び例外) については、南アフリカ、インド及びインドネシアから、各国の取組や経験に関する情報共有の要請があり、台湾及び中国から各国の法令について紹介がなされる一方、ス

イスからは、スリーステップテストの解釈と WTO 協定上の法的義務との関係を議論することは TRIPS 理事会の所掌ではなく、紛争解決機関 (DSB) で議論すべきとの発言がなされた。

後者 (特許以外の領域における TRIPS 協定の柔軟性) については、途上国からは、知的財産は医薬品の研究開発や供給等に障壁をもたらし得るものであり、TRIPS 協定の柔軟性によりこのような障壁を取り除くべきであること等の主張がなされた。

これに対し、日本、米国、EU、スイス、カナダ等の先進国からは、医薬品等の発明を促進するうえでの知的財産制度の重要性、新型コロナウイルス感染症の対応における自発的なライセンス等ボランタリーベースでの取組の必要性、ドーハ宣言の柔軟性に係る議論における知的財産の保護と公衆衛生の保護のバランスを考慮する必要性等について主張がなされた。

④TRIPS 協定第 66 条²に基づく技術移転奨励措置

本議題は、TRIPS 協定第 66 条 2 に基づき、先進国は後発開発途上国 (LDC) への技術移転を促進及び奨励するため、先進国領域内の企業及び機関に奨励措置を提供することとされているところ、先進国が作成した報告書に基づいて活発な意見交換を行うことを目的としたもの。

2021 年は、2020 年の報告書をもとに健康、環境、農業及び ITC の分野における LDC への技術移転について報告がなされ、LDC と先進国との間で活発な議論が行われたことが報告されたほか、LDC からは先進国からの報告内容は、第 66.2 条における技術移転の奨励措置に関する情報について明確に提供するものではなく、また、第 67 条の技術協力と区別無く報告していることや、組織再編支援、技術指導等も第 66.2 条における奨励措置として報告しており、これらは同条の趣旨とは異なること等を指摘し、改善を求める旨発言があった。

一方、先進国側からは、LDC における技術移転にかかるニーズは様々で画一的な奨励措置の実施は困難であり、その促進のためには LDC における知的財産制度の整備を含む環境整備や、技術移転の強制ではなく相互に合意された自発的な技術移転が重要である点について主張がされた。

⑤地理的表示に関する検討

地理的表示とは、“シャンパーニュ” (ワイン)、“ゴルゴンゾーラ” (チーズ) 等のように、単なる商品

の表示ではなく、商品の品質や評判がその生産地の地理的な要素に主として由来する場合の生産地を特定する表示であり、TRIPS 協定の下でも知的財産権としての保護が規定されている。

TRIPS 協定第 22 条では、消費者の誤認混同を要件に地理的表示一般の保護を想定しているのに対し、同第 23 条では、ぶどう酒（ワイン）と蒸留酒について、誤認混同の有無を問わず地理的表示に強力な法的保護を与えることを想定している。これには、第 22 条の保護に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

この地理的表示に関しては、2001 年のドーハ閣僚宣言（パラグラフ 12 (b) 及び 18）において、(i) TRIPS 協定第 23 条 4 でビルト・イン・アジェンダとされた、ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設につき、新ラウンドの枠内で交渉を行うこと、(ii) 第 23 条に規定されている地理的表示の追加的保護の対象産品をワイン・蒸留酒以外の産品に拡大することにつき、2002 年末までの TRIPS 理事会での議論の結果を貿易交渉委員会へ報告することが合意された。以降、精力的な議論が行われているものの、2021 年 2 月現在において、EU、スイス、インド等の地理的表示の一層の保護強化を主張する諸国と、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド等の現在の保護水準の維持を主張する諸国との間の対立は激しく、特段の進展は見られていない。

⑥TRIPS と公衆衛生に関する TRIPS 協定改正

2001 年のドーハ閣僚宣言に基づき、医薬品を製造する能力のない開発途上国による特許の強制実施権の活用方法に関する具体的解決策につき、2003 年 8 月 30 日の一般理事会において TRIPS 協定と公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言のパラグラフ 6 の実施に係る決定を採択、TRIPS 協定第 31 条 (f) 及び (h) の義務の一時免除（ウェーバー）が認められ、強制実施権によって製造された医薬品を、製造能力のない開発途上国に輸出することが可能となった（所謂、パラ 6 システム）。

その後、2005 年 12 月 6 日の一般理事会において、上記決定の内容を TRIPS 協定第 31 条の 2 及び同附属書並びに附属書補遺に反映する協定改正議定書が、2003 年 8 月 30 日の一般理事会議長声明の再読み上げと併せて採択された。

TRIPS 理事会においては、上記決定に基づいて行われるパラ 6 システムの年次レビューの機会に、各国における上記決定の実施状況及び議定書の受諾状況につ

いて事務局から報告が行われてきた。TRIPS 協定改正議定書は WTO 加盟国の 3 分の 2 が受諾したときに当該改正を受諾した加盟国について効力が生じ、その他の加盟国については加盟ごとに受諾の時に効力を生ずる。当初の TRIPS 協定改正議定書の受諾期限は、2007 年 12 月 1 日であったが、各加盟国の受諾状況を踏まえ TRIPS 理事会の提案により受諾期限は、一般理事会の承認を得て累次延長されてきたが、2017 年 1 月 23 日に、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦及びベトナムの 3 か国が新たに受諾したことによって、発効要件である WTO 加盟国の 3 分の 2 の受諾をみたし本改正議定書が発効した。なお、我が国は 2007 年に既に受諾手続を完了していたため、我が国においても同日付けで効力が生じることとなった。我が国では、本改正議定書に対応する制度について既存の特許法等関連法令で対応可能であったところ、受諾時において関連法令の改正は行っていない。

⑦ノン・バイオレーションに係る猶予期間

他の加盟国の措置が協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害された場合に、WTO の紛争解決手段を利用することができるとする「ノン・バイオレーション申立て（GATT 第 23 条 1 (b)）」の TRIPS 協定への適用に関する猶予期間については、累次の閣僚会議において延長されており、第 11 回閣僚会議（ブエノスアイレス閣僚会議）において、2019 年に開催予定の次回閣僚会議まで適用猶予期限を延長することが決定された。その後、一般理事会（2018 年 7 月）において、第 12 回閣僚会議の開催が 2020 年 6 月に延期されたところ、2019 年 12 月の一般理事会で、第 12 回閣僚会議までの間、TRIPS 協定にノン・バイオレーションを適用しないことが決定された。（COVID-19 の感染拡大を受けて、第 12 回閣僚会議は延期を繰り返し、現時点まで開催されていない。）

以降の TRIPS 理事会においても「ノン・バイオレーション申立て」の範囲と態様に関する議論が行われ、適用賛成派（米国、スイス）と反対派（EU や、インド、南アフリカ等の途上国）の懸隔が埋まらなかったものの、2021 年 11 月の追加通常会合において、米国が立場を翻しモラトリアムの延長に合意し、スイスが合意を妨げなかったため、第 13 回閣僚会議までモラトリアムの延長をするという第 12 回閣僚会議への勧告案について合意がなされた。

⑧新型コロナウイルス感染症に対する知的財産分野での対応

本議題は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、TRIPS協定の柔軟性と公衆衛生についてTRIPS理事会で議論すべきと主張する南アフリカより提案され、2020年7月の通常会合から、新型コロナウイルス感染症関連の知的財産措置の情報交換を目的として新たに登録されたものである。2021年の通常会合においては、各国から、新型コロナウイルス感染症への対応として自国で取られている知的財産関連の措置等について紹介がなされたほか、南アフリカからは、世界的なパンデミックには、後述⑥のTRIPS協定上の一部の義務の免除のみが効果的であるとの主張がなされた。

⑨新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め、治療に向けた、TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める提案

インド及び南アフリカから、コロナ対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、2020年10月2日付でTRIPS理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のためにTRIPS協定上の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）について当面免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされたことを受け、2020年10月の通常会合から議論を実施。途上国対先進国の構造で議論が行われていたが、2021年5月5日に、米国が本提案に関しワクチンについて支持を表明。また、2021年6月には、EUが本提案への対案として、TRIPS協定31条における強制実施権の要件明確化を内容とする新たな提案（以下、EU提案）を提出。これ以降、TRIPS理事会では本提案、EU提案の両提案について議論がなされている。

本提案について、共同提案国、スリランカ等の賛成国に対し、EU、英国、スイス等は、知的財産保護の重要性を主張し、慎重な姿勢である。これらの加盟国・地域からは、例えば①知的財産はワクチン・治療薬等へのアクセスの障害とはならない、②ワクチン等の生産には開発企業による営業秘密・ノウハウの技術移転が不可欠なところ、仮に知的財産の保護義務を免除したとしても、各

国での自主的な生産は困難であり、むしろ企業間の円滑な技術移転に逆効果、③将来のパンデミックに備えるためにも研究開発を促す知的財産の保護は重要、等の主張がなされている。

EU提案については、共同提案国及び賛成国からは、①強制実施権の規定は既にTRIPS協定上で明確であり、付加価値がない、②強制実施権の利用には要件が設定されており、迅速な実施が不可能、等の主張がなされている。

累次の公式及び非公式のTRIPS理事会で議論が行われたが、各国の懸隔は埋まらず、コンセンサスは形成されておらず、依然として議論が継続している（なお、2022年2月時点で、インド、南アフリカに加え、LDCグループ及びアフリカグループの他、アルゼンチン、パキスタン、ボリビア、ベネズエラ、モンゴル、モルディブ、フィジー、バヌアツ、インドネシア、ヨルダン、マレーシアの合計65か国が共同提案国入りしている。）。また、2021年3月、5月、7月、10月、11月、及び2022年2月の一般理事会において、本提案に対するTRIPS理事会の検討に関する現状報告が行われた。

⑩LDCに対するTRIPS協定第66条1に基づく経過期間延長要請

TRIPS協定第66条1に基づく経過期間は、LDCからの正当な理由のある要請に基づいてTRIPS理事会が認めることとなっており、これまで2回、2005年11月29日及び2013年6月11日のTRIPS理事会において延長が認められた。本議題は、チャド（LDCグループ代表）から、2021年7月1日を期限とするLDC経過措置に関し、期限の延長（終期の明示なし）及びLDCを卒業した場合にも卒業の日から12年間、TRIPS協定の規定（第3条から第5条を除く）を適用しない旨提案がなされたことを受け、10月の通常会合から新たに登録されたもの。

2021年6月の追加通常会合において、延長の期間を13年（2034年7月1日）とすることが採択された。なお、複数のLDCや途上国から、LDCがCOVID-19パンデミックで受けている状況を考慮する必要があることなどに触れ、LDC卒業後の経過措置の必要性に言及し、LDCが利用可能なWTOにおける「特別かつ異なる待遇」（※TRIPS協定第66.1条の経過措置も含まれる。）を、LDCを卒業してから一定期間（12年間）まで適用可能とする

閣僚会議決定案が一般理事会において建設的に議論されることを望む旨発言があった。

⑩紛争案件

TRIPS 協定発効から 2020 年 12 月末までに、42 件の TRIPS 協定に関わる紛争案件について協議要請がなされ、うち 20 件のパネルが設置された（資料編第 3 章参照）。

近年では、ウクライナ（DS434）・ホンジュラス（DS435）・ドミニカ共和国（DS441）・キューバ（DS458）・インドネシア（DS467）が豪州のタバコ製品の包装に関する規制措置について協議要請（それぞれ 2012 年 3 月、4 月、7 月及び 2013 年 5 月）を行った事案がある。2014 年 4 月の DSB 会合で統一パネルが設置されたが、DS434 については、2015 年 5 月に DSU 第 12 条 12 に基づくウクライナの要請により手続が停止し、12 か月経過をもって終了した。本件措置は、タバコ包装について、①一定面積以上に所定の様式による健康被害警告を表示することを義務付け、②商標の使用を原則禁止としつつ、銘柄名・企業名等についてのみ所定の背景色・フォント・箇所に記載することを許容し（図形的商標の使用禁止）、③形状、表面処理、材料、色等の仕様を制限するものであり、本件手続では、表示・包装・ラベル等に関する強制規格としての側面に関する TBT 協定上の論点の他、商標規制としての側面に関して TRIPS 協定上の多数の論点が争点となった。TRIPS 協定上の商標に関する具体的な論点は、原産国で登録された商標を他国でもそのまま登録・保護すべきとするパリ条約第 6 条の 5 に反するか（同協定第 2.1 条）、（タバコ製品という）物品の性質に基づく商標登録の障害にあたるか（同 15.4 条）、商標の保護は、第三者の使用を排除する消極的権利に留まるか、積極的に使用する権利まで含まれるか（同 16.1 条）、「商標の商業上の使用は…特別な要件により不当に妨げられてはならない」という同 20 条に違反しないか、等が挙げられる。

本ケースについては、2018 年 6 月にパネル報告書が発出され、パネルは、いずれの争点についても協定不整合性を認めなかった。その後、ホンジュラス（DS435）・ドミニカ共和国（DS441）の 2 国が上訴していたものの、2020 年 6 月、上級委員会はパネル報告書を支持し、豪州の措置が協定違反ではないとする最終報告書を配布したことにより終了した。パネル報告書の概要については、第 II 部第 11 章（基準認証）2. 主要ケース（7）参照。

なお 2020 年は、EU がトルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置について協議要請を行った事案（DS583）でパネルが構成され、また、韓国が日本の輸出管理に関する措置について協議要請を行った事案（DS590）でパネルが設置されており、DS590についてはパネル設置要請段階で TRIPS 違反が指摘されている。

2000 年までの案件は、経過期間が満了していた先進国相互間の事案、協定発効と同時にすべての加盟国に履行義務が生じた内国民待遇・最恵国待遇についての先進国から開発途上国への事案が占めていたが、近年の TRIPS 協定関連の紛争処理の申立ては鈍化してきている。我が国としては、各国法制度の TRIPS 協定整合性といった制度面の問題ばかりでなく、権利者からの協力を得つつ権利行使手続や取締り等の実効面・運用面での TRIPS 協定の履行状況の問題についても積極的な把握に努めるとともに、加盟国間での紛争案件の動向についても注視し、また、TRIPS 協定の実効性を十全ならしめるための適切な対応を講じることが望ましい。

